

● CASE1：許可されていないアルコールの使用

- ①95度発酵アルコールを販売業者に発注したが、納品されたアルコールは99度発酵アルコールだった。それに気づかず納品された99度のアルコールを使用して製品を製造した。
- ②許可を得ていた原材料の構成割合について、許可を得ずに変更してアルコールを使用した。
- ③新規製品開発にあたりアルコールを使用して試作を繰り返した。
- ④味噌製造のための用途（1-35 みそ）のみ許可を取得していたが、機械器具の洗浄やしょう油の製造にアルコールを使用していた。



【①～④全てアルコール事業法違反です！】

許可を得ている内容でアルコールを使用しなくてはなりません。新たな用途、新たな使用方法でアルコールを使用するには事前に許可が必要です。許可を得ずにアルコールを使用すると法律違反になります。

①と②については許可を得ている内容（使用明細書中、アルコール度数（90～99度のなかで1度毎に許可）、原材料構成割合）でアルコールを使用しなかった事例。③と④については許可を得ていない用途でアルコールを使用してしまった事例。許可を得ていない用途でアルコールを使用した場合、納付金の納付対象となります。

《参考》 違反事例

● CASE 2 : アルコールの無断廃棄、リサイクル業者への譲渡、亡失等の未報告

- ①経済産業局の承認を得ずに、アルコールを他社へ譲渡した。（許可使用者が譲渡する場合）
- ②アルコール廃棄において、経済産業局へ届出を行わず、かつ局職員の立ち合いなしで廃棄した。
- ③廃棄処分を産業廃棄物処理業者に委託したが、廃棄ではなくリサイクル活用された。
- ④亡失（事故によるアルコール流出、アルコール紛失）があったが、経済産業局に報告しなかった。



【①～④全てアルコール事業法違反です！】

- ①について、許可使用者がアルコールを譲渡する場合、経済産業局の承認を得ないと譲渡できません。
- ②について、アルコール廃棄処分は経済産業局への届出と局職員の立ち合いが必要です。
- ③について、リサイクルは廃棄処分に該当しません。処理業者に委託する場合、必ずマニフェストの処分方法欄中「焼却」等廃棄処分となっているかご確認ください。
- ④について、亡失（又は盗難）があったときは、直ちに、その旨を経済産業局に報告し、その検査を受ける必要があります。まずは、発覚した段階で速やかに電話でのご連絡をお願いします。